

韓国における外国人労働者政策の 変遷と支援活動の現状

久 永 佳 子

はじめに

急激なグローバリゼーションのもとで、ヒト、モノ、資本、情報の国際間移動がますます活発化している。なかでもヒトの移動には、ヒトが意志を持つ存在であると同時に、主権、領土と並ぶ国民国家の構成要素であることから、他とは異なる問題点が内包されている。

日本と韓国は、それぞれの戦後復興の後、経済の発展とともに、ヒトの国際的移動も活発になり、今日では多数の外国人が滞在するようになった。2009年末現在、日本に滞在する外国人登録者は人口の1.71% (2,186,121人)¹ で、不法残留者は約9万人である²。これに対し、韓国のそれらは2.35% (1,168,477人) と約18万人である³。外国人登録者に対する不法在留者の割合は、日本が4.1%で韓国は15.4%となっている。日韓の間には外国人登録内容に多少の違いはあるものの、両国は同じような外国人労働者や移住者⁴ の問題を抱えている⁵。

日本の場合、専門職以外の外国人労働者の受入れは、1981年に国際貢献と国際協力の一環として研修生の在留資格を創設したのが始まりである。それ以後、研修制度は改正されてきたが、名目とは裏腹に人手不足を解消する単純労働者や低賃金労働者とされることが多かった。また1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正は、日系人労働者を急増させた。就労制限の無い日系人の場合は、家族同伴の人が多く、子供の

哭

育、健康、定住化などの問題が山積している状況であり、それらの解決には、長期的展望に立った制度の見直しなど、新たな政策や社会的支援態勢の整備、国民の意識改革などが不可欠であると思われる。

韓国も日本同様に、経済の発展とともに1991年には「海外投資企業研修制度」を導入し、その後、日本の研修制度とよく似た産業研修制度を1993に導入した。後に、この制度は改正されたが、不法就労者の増加、外国国籍同胞への対応などの問題が生じた。これらの問題解決のために、政府は2004年8月に雇用許可制について定めた「外国人労働者の雇用に関する法律」（以下、「外国人労働者雇用法」）を施行した。さらに2007年7月には「在韓外国人処遇基本法」を施行し、在韓外国人との共生社会を目指す基本方向を確立した。

韓国のこうした外国人政策の展開の速さは、日本を凌ぐほどであり、国際的にも注目されている。韓国の産業研修制度の問題や雇用許可制施行については、すでに白井京や宣元錫らの先行研究があるが、韓国の変化は急であり、また、外国人労働者にたいする市民組織の支援活動の実際に関する調査は少ない。筆者は、これらの先行研究を参考にしつつ、韓国の文献により、新しい外国人政策の問題と課題を分析するとともに、現地調査を行い、公的機関ならびに民間団体の支援活動に関する聴き取りと情報収集を行った。

本論文の目的は、韓国の外国人労働者政策の変遷を俯瞰したうえで、雇用許可制以後の労働者政策と支援活動の成果と課題を明らかにすることである。その中で、韓国だけでは解決できない、一部の送出国の問題についても、日本の状況を含めて触れる。また、労働者ではない結婚移住者についても一部、言及する。韓国政府の外国人政策や、市民組織の活動状況を明らかにすることは、いまだ外国人政策を所管する一元化された組織も、外国人政策の基本法もない日本にとって、参考になる点が多いのではないかと考える。

1 韓国の「外国人労働者雇用法」施行以前の状況と問題点

1-1 戦後の復興期

1950年代の韓国は、第2次世界大戦やそれに続く朝鮮戦争で被った人的・物的損害のために、困窮していた。1953年7月に朝鮮戦争休戦協定が結ばれたものの、北朝鮮との軍事的、政治的緊張が続いていた。60年代の韓国では、ドイツ、中東に多くの労働者を送出して、国内の失業問題の解決を図り、合わせて労働者達が稼いだ外貨を韓国経済成長の基盤の一つとしていた⁶。

当時の人びとは、貧困から脱却するために、3D(Dirty, Difficult, Dangerous. 日本の3Kと同等)業種を厭わず、単純労働にも従事した。1970年代初め頃から、多くの外国企業は、韓国の安い労働力と、政府の特別優遇を受けて、韓国に進出した。一時期、韓国は日本をはじめとした先進国資本に最適な海外投資対象地だった。しかし1975年頃に韓国では、‘農村からの際限のない労働供給’が終わりに近づき、国内労働市場には部分的に労働力不足が出始め、賃金水準は、徐々に上昇した⁷。

1-2 経済発展による労働力不足の発生

その後韓国は85年秋以降の円高ドル安、石油安、金利安といういわゆる三低時代の到来により、経済に新たな可能性が開けてきた。86年に韓国政府は、石油安で出た差益を基金として、中小企業や機械工業の育成に乗りだした⁸。また1980年代中盤以降は、労働組合活動が主として大企業を中心に活発化し、企業間の賃金格差が拡大した。そして86年のソウルアジア大会と88年のソウルオリンピック開催過程では、建設ラッシュにより労働力需要が増加し、恒常的に3D業種の人手不足が深刻となった。その上韓国の若年層は、3D業種が多い生産職を避け、サービス業種を好むようになった。韓国の経済成長の中で、人手不足に悩む中小企業は、合法的な外国人活用制度の導入を継続的に要求していた。こ

哭

れに対し政府は、3D業種の労働力難解消のために、外国人労働者の雇用を許可すれば、不況時に韓国人労働者の失業が発生しても、韓国人労働者を保護できなくなると主張した⁹。

1-3 外国人労働者の流入と研修制度の変遷

1980年代半ばになると、韓国に移住労働者たちが流入し始めた。ソウルアジア大会が終わった翌年の1987年春、新聞「東亜日報」は、フィリピン人がソウル江南で家政婦として働いている記事を載せた¹⁰。当時は、韓国政府の出入国管理の規制が緩やかで、外国人は入国しやすく、彼らは親戚訪問ビザや観光ビザで入国し、そのまま不法で長期間3D業種に従事した。その結果中小企業は彼らの労働力に依存することとなった。

ソウルオリンピックなどによる好景気と、人手不足のために政府は研修制度を検討した。1991年には、「海外投資企業産業研修制度」を研修期間6か月として導入した。その後、93年12月に「外国人産業技術研修ビザ発給等に関する業務処理指針」を改正して、94年1月から「団体推薦産業研修制度」（以下、産業研修制度）¹¹を導入した。1998年4月には、「産業研修就業制度」（以下、研修就業制度）¹²と改めた。この制度は、同一企業で2年間働いた研修生は、その後1年間、正式に就業できるようにし、さらに1年研修後、2年就業に変更された¹³。しかし現実には、企業は外国人研修生を、国内の労働力不足の補充手段とした。

韓国の研修制度は、外国人に研修の機会を提供することにより、開発途上国に技術と技能を伝え、経済協力を増進させることを目的としており、研修生は労働力に含まれないことが原則である。しかしこれらの制度は、趣旨と現実との乖離が大きく、賃金問題や暴力事件などの人権問題、不法就労者¹⁴の増加などが社会問題となった。

1-4 不法就労者の増加の要因

不法就労者が増加した要因の第一は、不合理な賃金問題であった。研修生の導入過程で、送出国のブローカーが介入したために、中国とバングラデシュは、不法入国より合法入国が高いという矛盾が生じていた¹⁵。また出身国別による賃金格差と、不法就労をしたほうが高賃金という仕組みがあった。中小企業協同組合中央会は、1994年に出身国別に差をつけた研修手当を決め、産業研修生と契約した。基本研修手当の基準は、労働力送出国の一人当たりGNPと賃金水準等を考慮して、月200-260ドル(約170,000-210,000ウォン)とした。これは国内の勤労者300名以下の中小製造業生産職労働者の平均賃金522,060ウォンの33%から40%であった。研修生の収入は、各種手当を合わせても平均252,000ウォンほどにしかならなかった。一方不法就労者の賃金は426,000ウォンであり、不法就労のほうが高賃金という状態だった¹⁶。

要因の第二は、研修生には労働関係法が適用されず、低賃金、長時間・強制労働、暴力などの理不尽な行為を受けた人が少なくなかったことである。研修生に対する基本的な権利の保障は十分ではなかったため、多くの研修生が、職場を離脱して、賃金の良い不法就労者になった。94年から99年までの離脱者は合計50,670人となった¹⁷。

1-5 不法就労者への政府の対応

不法就労者は、1994年に一時減少したが、その後年々増加し、2002年にはピークの289,239人になった¹⁸。不法就労者の多くは、労働力不足の中小企業、零細農・漁業、サービス業関連で働いた。不法就労者に対し政府は、強制出国を猶予し自己申告を促す措置などを講じたが、根本的な解決には至らなかった。

また1990年頃から、外国国籍同胞（韓国系中国人）の入国も増加した。韓国系中国人の中には、不法滞在摘発覚悟で韓国に入国し、不法就

園

州の都市労働者年収のほぼ10倍、農村居住者年収の30倍といわれた。同言語で同一のナショナルリティを共有する朝鮮族の人々の増加は、人材難の3D業種にとって有難い存在だったが、韓国人の職場の侵食などの問題が出てきた。こうして政府は外国国籍同胞に対する新たな政策作りを迫られた¹⁹。

2 韓国の外国人労働者及び移住者のための新しい政策

2-1 雇用許可制の新設

上記のように韓国では、3D業種の人手不足、「産業研修・就業制度」の不備、外国国籍同胞や不法就労者の増加などの問題が年々重要化してきた。これらの問題の解決のために政府や民主団体は、それぞれの立場で、外国人労働者を合法的に雇用することができる新しい法律の制定に動いた。その結果、「外国人労働者雇用法」が制定され、雇用許可制が新設された。

韓国の雇用許可制²⁰には、三つの基本原則がある。第1は、国内労働市場との補完原則で、外国人労働者が内国人労働者と代替関係ではなく補完的關係になるようにする。つまり外国人が就業できる業種と事業所の規模を制限し、受け入れ人数も政府が統制する。受け入れ先は、製造業、建設業、農畜産業、サービス業などで、300人未満の事業所である。雇用対象者は、雇用許可制で入国した一般外国人²¹と、訪問就業で入国した特例者²²である。第2は、労働者権利保障の原則で、「使用者は外国人労働者であることを理由に不当な差別的処遇をしてはいけない」としている。外国人労働者には韓国人労働者同様に就労期間中、労働基準法、労働組合法、最低賃金法、産業安全保健法が適用される。第3は、定住化防止原則(ローテーションシステム)で、外国人の韓国への定住を許容する移民の枠組みではなく、働くために一時的に滞在することを前提としていることである。最長3年間滞在が可能だが、雇用契約

期間は1年ごとの更新が必要である。

雇用許可制の特徴は、ブローカー等を排除し、労働者の受入れを透明にするために、政府が受入れを管理するようにしたことである。外国人労働者の人数、業種、送出国は政府が定め、毎年調整する。送出国と韓国政府の間では、二国間協定、覚書を取りかわし、双方で責任を負うこととした²³。以上のようにして、韓国政府は急激に増加した外国人労働者を研修生ではなく正規の労働者として受入れ始めた²⁴。

2-2 増加した移住者への政策

韓国では2000年以後、外国人労働者の急激な増加とともに、結婚移住者も増えた。外国人との婚姻は、2000年には11,605件（韓国の全婚姻の3.5%）であったが、2005年には42,356件（同13.5%）に増加した²⁵。その多くは、農林漁業従事男性と中国人やベトナム人との結婚である。外国人との結婚の増加は、必然的に子供の教育も含めた新しい施策の必要性を高めた。

このような状況の中で、政府は、従来の単一民族的な政策では対処困難と判断し、新たな外国人政策として、2007年5月に在韓外国人処遇基本法を制定した²⁶。この法律の目的は、在韓外国人²⁷が、①韓国社会に適応して個人の能力を十分に発揮できるようすること、②韓国国民と相互に理解・尊重する社会環境をつくること、③韓国の発展と社会統合に貢献することである。これにより韓国では、グローバル化時代にふさわしい社会実現のために、多文化共生を目指すことが明確にされた。

3 雇用許可制施行後の外国人労働者の状況と問題点

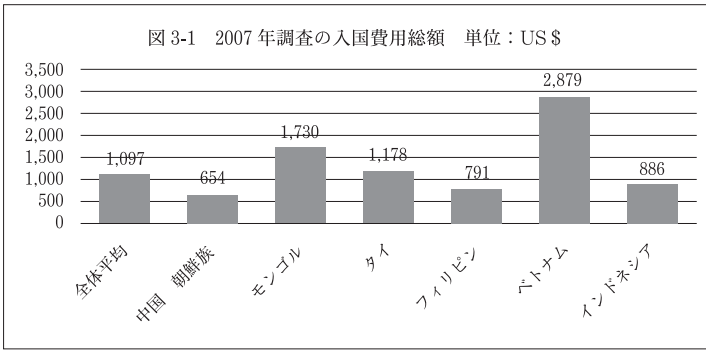
3-1 雇用許可制施行以後の評価

韓国の労働部は、雇用許可制を導入してから3年目の2007年8月に、この間の制度運用の評価に関する調査研究を、韓国技術教育大学のユ・

四

ギルサンらに委託した²⁸。この研究の報告書は、①雇用許可制の内容と特徴の把握、②雇用許可制によって外国人労働者を雇用している首都圏の事業体300ヵ所と、外国人労働者300人に関する実態調査と分析、③雇用許可制の発展方向の提示、④雇用許可制施行3年の総合評価、⑤研究の結論としての政策提案で構成されている。同報告書によれば、雇用許可制を遂行する上で韓国国内だけでは解決困難な問題としては、外国人労働者が韓国へ入国・就業する過程での費用がある。雇用許可制での入国費用は、平均で1,097ドルである。国籍別に比べると図3-1のようになり、ベトナムは2,879ドルと高額である。韓国で就業するために支払った入国費用を、2001年と07年との間で比べると、01年は平均3,509ドルで、07年は平均1,097ドルと約1/3に減少した。これは送出国でのブローカー排除などのシステムの改善によると考えられる。外国人労働者たちの入国費用捻出方法は、家族や親戚・友人からの援助が45%、貯金や資産の売却が34.4%、金融機関からの借入が18.7%の順である。国籍別では、韓国系中国人では家族や親戚・友人からの援助や貯金や資産の売却が多く、ベトナムとモンゴルでは、金融機関から借入れた人が多い。また雇用許可制の大きな問題点は、①事業場変更時に求職活動期間（2か月）が短いことと、②事業場変更が自由でない（事業主中心）ことである。これらの問題は不法就労につながる²⁹。この2点については、2009年7月の国家人権委員会“雇用許可制施行5年”の討論会でも改正案が提案され、2010年2月に①は3か月に変更され、②は部分的に改正された³⁰。

図3-1 2007年調査の入国費用国別比較

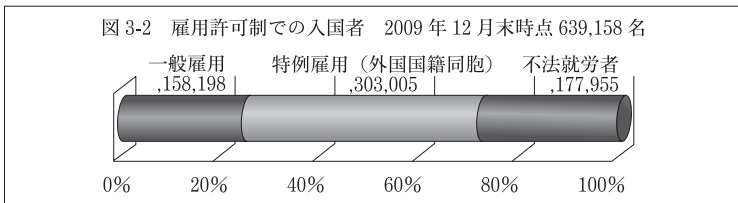


出典：ユ・ギルサン『外国人雇用許可制施行3周年評価及び制度改善方案研究』韓国技術教育大学校,2007,より作成。

3-2 現在の外国人労働者の内訳

韓国に在留する外国人は、2009年12月末現在1,168,477名（総人口の約2.3%）となっている。労働部によれば、図3-2のように、雇用許可制による入国就労者（一般・特例雇用と不法就労者）の合計は639,158名で、不法就労者が177,955名に上る。不法就労者について政府は、雇用許可制以後も不法就労者の取締りと追放政策を実施してきた。しかし韓国社会には、不法就労者を雇う雇用主と、人権的立場から彼らを保護する人々もいる。不法就労者に依存する労働現場の構図は、雇用許可制以後も大きく改善されたとは言い難い³¹とされている。

図3-2 雇用許可制での入国者の状況 2009年12月末時点



出典：韓国労働部EPS(Employment Permit System)資料より作成。

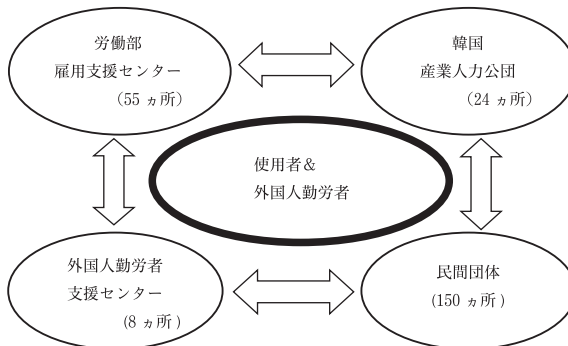
4 雇用許可制以後の移住者支援活動の変化

2004年の「外国人労働者雇用法」と、2007年の「在韓外国人処遇基本法」施行は、新しい形での移住政策を打ち出す契機となった。雇用許可制の下での外国人労働者への就業教育は、産業人力公団と民間代行機関が引き受けている。またより幅広い支援活動として政府は2007年下半期から、外国人勤労者の人権保護活動をしてきたNGOなどを外国人勤労者サポーター機関として選定した。これら支援団体は、外国人勤労者に対する労働相談、言語支援、医療支援、教育支援などを実施している³²。

こうした韓国の新たな施策と外国人労働者と移住者のための支援状況の実際を見るため、筆者は、現地調査を行い、資料収集と関係者からのヒアリングを行った。訪問先は、2009年11月に梁山市、2010年8月と9月に仁川広域市、水原市、富川市、大田広域市の6市7団体である。以下にその結果を述べる。

現在の韓国における外国人労働者支援組織とそれらの関係を整理すると図4-1のようになる。

図・表4-1 雇用許可制導入以後の支援組織



出典：韓国労働部EPS(Employment Permit System)資料より作成。

- 1)労働部雇用支援センターは、外国人勤労者や同胞のための求職・求人
の各種申請、相談サービスの提供や、指導の点検などを行っている。
- 2)産業人力公団は、事業場モニタリングや入国後の支援サービスを提供
している。
- 3)外国人勤労者センターは、各団体が労働部からの委託を受け、政府の
補助金で運営する受託機関で、外国人勤労者の集住地域8か所にある。
- 4)民間団体は現在、150ヵ所登録されているが、設立動機や支援状況は
かなり異なる。韓国が外国人労働者や結婚移民者などの移住者のために
行っている支援活動は、図・表4-1のように、政府と民間の協力を基礎
にしているが、相反する意見もあり、せめぎ合いを続けながら、国の将
来のために、あいまいな妥協をせず、様々な形でおこなわれている。

筆者の訪問先の概要を図・表4-2に示した。

図・表4-2 公的・民間支援団体の状況

| 機関(地域) | 名称 | 受託機関 | 支援開始時期 | 支援対象者 |
|-----------|---------------|----------------------------------|--------------------------|-----------------------------|
| 公的(仁川広域市) | 仁川外国人勤労者センター | 韓国経営者総会(経総)・韓国労働者総連(韓国労総)コンソーシアム | 2010年2月から活動, 2010年7月正式開所 | 雇用許可制で入国した外国人労働者。不法就労者は対象外。 |
| 公的(水原市) | 水原市外国人福祉センター | 水原中央浸礼教会 | 2007年開所 | 移住外国人。不法就労者は対象外。 |
| 民間(梁山市) | 梁山外国人労働者の家 | | 1997年開所 | 不法就労者を含む外国人。 |
| 民間(仁川広域市) | 仁川外国人労働者相談所 | | 1999年11月開所 | 不法就労者を含む外国人。 |
| 民間(水原市) | 水原移住者センター | | 2000年7月に別名で開所 | 不法就労者を含む, 外国人。 |
| 民間(富川市) | 富川移住労働者福祉センター | | 2001年開所 | 不法就労者を含む外国人。 |
| 民間(大田広域市) | 大田移住労働者連帯 | | 2005年開所 | 不法就労者を含む外国人。 |

韓国でのヒアリング調査より作成

これらの訪問先の内、外国人勤労者センター1ヵ所、民間団体2ヵ所を以下に紹介する。

事例1 仁川外国人勤労者センター（政府からの受託機関）³³

仁川外国人勤労者センターは、外国人勤労者の権益の向上と社会統合を目指し、また雇用許可制の定着のため労働部の産業人力公団の委託を受け、設立された機関である。同センターは、建物は産業安全公団が購入し、運営費（施設維持費・人件費・行事費等）は、すべて政府から支給されている。2010年2月から運営され、正式開所は7月14日であった。このセンターに対しては、「移住労働者の人権・福祉の向上とは関係がなく、実績もない韓国経営者総会（経総）・韓国労働者総連（韓国労総）コンソーシアムが委託機関として選定された」との批判もあり、市民団体の中でも賛否両論があるようだ。これに対して代表のファン・チャンペは、「自分は以前、太宇の労総部長をやっていて、労働系の仕事を多くしてきた。現在は反対の立場のコンソーシアムの仕事をしているが、以前の仕事の関係で、各界に多くの面識があり、多くのネットワークも持っている。このような仕事は、政府（公務員）だけでは、限界がある。自分は勤労者の立場も理解できるので、外国人勤労者のために一生懸命やる」と述べていた。現在常勤職員は、代表（センター長）1名、チーム長2名、主任2名、相談員5名である。他に結婚移住者である通訳ボランティアが15名いる。支援活動は、韓国語・コンピュータ教育、医療支援などで多数の人を対象に行っている。財政的問題は、政府の委託機関であり、開所したばかりでありあまり大きい問題はないようだ。法的問題に関しては、公的機関であるため、不法就労者は保護できないし、シムト³⁴はない。合法的な外国人労働者は、宗教に関係なく受入れる体制になっている。

雇用許可制に関するセンターからの要望としては、送出国における勤労者の選別方法の改善が挙げられた。代表は、「明らかに病気なのに働きにきている人がいるし、母国で韓国語の基礎知識を学んで、テストを

受けてから来るはずなのに、そうでない人がいる。また、ある程度韓国語を身につけて働きにくると、労働者自身が働きやすいだろうに残念だ」と嘆いていた。また、代表は、「この間我々は、一生懸命働いてきたが、なかなか社会から評価されない。韓国は昔から儒教の思想があるが、外国人労働者にその思想を、行動規範として理解してもらうのは難しい。外国人労働者と雇用主とのトラブルをいかに少なくしていくかが課題だ。雇用主も変わらなければならない。小規模の事業主は、景気に左右されやすい。そのため不景気だと賃金の未払いや、食事の待遇などが悪くなり、外国人労働者から不満が出る」と語っていた。

事例2 仁川外国人労働者相談所³⁵

同相談所は、1999年11月に開所した。それ以前の1年間は、民主教会として失業した野宿者や、貧しい労働者のためのシムト等をつくり、移住者を支援してきた。設立目的は、外国人労働者のための人権保護と権益のために、相談及び教育事業を展開することである。そして、グローバル化時代にふさわしい、韓国社会における人権尊重の水準を高めて、民間外交官としての役割を果たすことを目的としている。代表者のパク・キョンソ牧師は、「研修生制度を廃止し、雇用許可の制度導入のために、2回の断食闘争をした」と語っていた。そうした運動などもあって、政府や市民団体は、雇用許可制実現のために、日本・台湾・ドイツにおける移民政策や労働政策を研究した。その結果、「外国人労働者雇用法」は、ドイツの政策を参考にしたそうだ。

同センターを作る時は、仁川広域市南区からも依頼された。当初は、外国人労働者のために力を注いできた。現在は、全国的に多文化社会を語る時代になったので、労働者と結婚移住民に力を入れている。スタッフは、代表1名、相談員2名、支援活動員3人である。活動状況は、2部屋しかないのに、この施設では相談だけを受付けている。具体的な支援活動は、InJoyAsia(In=仁川、Joy=楽しみ、Asia=アジア)として、他の

7か所の支援センターと連帯しながら、様々なかたちで行っている。財政的問題は、市と区から多少援助はあるが十分ではない。そのため小さい教会や、個人からの寄付によることが多い。この相談所には、ベトナム人と中国人の利用が多い。法的問題では、雇用許可制の制度改善運動を行っている。外国人労働者に関する問題が出た場合は、集会などを通して記者会見などを行い、韓国社会にアピールしている。

雇用許可制に対する意見としては、「雇用許可制システムが雇用主中心の制度で、労働者のための制度ではない」また、「定住化防止政策は、制度に問題がある。例えば、韓国社会に投資した人³⁶は定住化を認め、単純労働者は、定住化は認めない方針だが、これは単純労働者を差別していないか」と代表者は疑問を投げかけていた。

現在の政府の労働者政策については、「以前民主化闘争をした人々や支援組織は、排除される傾向がある。このような状況でも、弱い立場の外国人労働者や、国家が公的に支援できない不法就労者を支援していく」と力強く話していた。

事例3 富川移住労働者福祉センター³⁷

京畿道富川市にある富川（プチョン）移住労働者福祉センターは、2001年に民間団体として外国人移住労働者協会に加入した。同センターは、「旅人への愛」として、不法就労者を含む外国人労働者が抱える、賃金未払いや労働問題、言語や慣習をはじめとする多様な問題に対処する目的で設立された。当初は外国人労働者の支援活動が主だったが、最近では結婚移住女性の増加などがあり、移住民のための福祉活動にも力を注いでいる。2009年には‘社団法人我々と一緒に、富川移住労働者福祉センター’となった。このセンターの設立母体は、「ミラル教会」で、隣接地にある。センター運営には、常勤3名と多数の非常勤のボランティアが参加している。同センターは教会のネットワークをバックにして、関心ある団体がお互いに支援しあって活動している。主な支援活

動は、労働・生活就業相談、教育文化事業などである。特徴は、シムトがあることだ。シムトは、移住労働者や移住女性などを、男女別々の建物で受入れている。不法就労者も同様に保護している。シムトは、男性5人、女性15-6人の定員だが、時には定員の倍以上の人が利用するようだ。シムト利用者には、ご飯とキムチなどの総菜を無料提供している。女性用のシムトは、外部から発見されにくいように、迷路のような奥に設けられていた。そして、センター横の教会では、保育所を設け、女性が早く自立できるように、手助けしている。財政は、公的機関からの援助はないが、個人、会社、教会などからの寄付で賄われている。

韓国における外国人労働者や移住者に対する支援組織は、公的・民間を合わせてかなりの団体がある。今回は、3事例を紹介した。表4-1のように民間団体は、雇用許可制導入以前から、外国人労働者のための援助活動を継続してきた。その過程では、どうすれば外国人労働者が人間らしく生活できるかに心を砕き、社会的運動もした人々がいた。それらの運動を支えてきたのは、宗教団体や定着した寄付文化³⁸にあるように思われる。最近では、移住者が増加したため、外国人労働者だけではなく、結婚移住者やその子供たちの支援活動もなされている。

以上のように、韓国では外国人労働者や移住者に対する支援活動が活発に行われている。しかし3-1で述べたように、外国人労働者が韓国で働くためには費用がかかる。雇用許可制以後、入国費用は改善されたが、その中でも高額な費用を要するベトナムの場合は、ベトナム国内にも問題があるとみられる。以下は送出国ベトナムについて述べる。

5 送出国ベトナムの実情

ベトナムの実情については、韓国の移住労働者人権連帯が2006年に現地調査を実施し報告書³⁹を公表している。外国人労働者受入れ国の支援

者問題の全体像をつかむうえで貴重である。

5-1 不十分な情報公開

ベトナムの海外労働者センターは、新聞、TV等のメディアを通じて韓国の雇用許可制を広報している。ベトナムの64か所の地方労働事務所は、韓国での就業を望む人びとに対して、申請方法などについての情報提供し、相談を受け付けている。海外労働者センターは、地方労働事務所から送付されてくるすべての申請書を検討して、求職者面談データを韓国語で、韓国に転送する。海外労働者センターは、韓国の事業主が選択した該当労働者に連絡し、事前教育¹⁰を実施する。その後契約が成立した労働者たちは、入国ビザを韓国大使館に申請して、入国準備をする。

しかし、ベトナムでの韓国の雇用許可制に対する労働力募集と申請手続き等に関する広報は、実際には不十分である。インタビュー対象者たちの中には、雇用許可制の存在すら知らない人が多い。

5-2 労働力送出政策の問題点

ベトナム政府は、外国に労働力を送出するために、まず行政傘下に職業学校を創り、ここで技術を習得させて、移住労働の機会を設けることとした。職業学校学生・韓国語学院学生の場合は、学校・学院を通じて申請書を提出して費用を支払うと、移住労働機会に対する優先権が与えられる。この政策は政府に手数料などをもたらす。その際、職業学校や韓国語学院の運営に、公正性と透明性が欠けていると思われる。ベトナム政府によれば雇用許可制による韓国での就労までの過程は単純で、申請者が地方労働事務所に申請書を出し、海外労働者センターの選抜手続きに通れば、求職者名簿に収載される。だが調査チームが出会った大多数のベトナム人は、公式手続きの過程を信頼していなかった。

三

5-3 ベトナムでの雇用許可申請過程で発生している2つの問題点

第1は、ブローカーの蔓延である。インタビュー対象者たちの大部分は、労働部に直接行って申請するより、“紹介人”⁴¹をとおして情報をもって申請する方が、費用は高くなるが韓国に行くことができる確実な方法という認識をもっている。雇用許可制が広く知られていないこともあるが、多くの人びとは“紹介人”を経由しなければ韓国行きが難しいと感じている。“紹介人”は政府との人脈を連結してくれる存在である。“紹介人”は、初めから高額な要求をせず、少しずつ各段階で必要な費用を請求する。申請者は韓国行きが確実になると対価を支払う。このようなことは、ベトナム社会で全般にわたる構造的な問題だと調査者は指摘している。

第2は、不当な送出費用の急騰である。自国に比べて、けた外れに高い韓国の賃金水準が知れわたり、韓国での就労を希望する人びとが増加した。その結果、競争率が上がり、送出費用はだんだん高騰してきた。公式送出費用は決まっているが、ベトナム政府機関に人脈がない大部分の人々は、その費用だけで韓国行きが可能だとは信じていない。インタビューに応じた人々は、韓国に行くための価格は少なくとも5千ドルで、時には1万2千ドルが必要と述べている。概して、送出費用が1万から1万2千ドルという認識である。このような状況の中で人々は、「紹介人たちを通じて情報を買ひ、公式機関の人脈を買ひ、移住労働の機会を買った」⁴²という。

行政側は現地調査をしていないため、「本研究で一つ心残りな点は、いろいろな送出国を訪問して、送出国での実態を直接把握することができなかったことだ」⁴³と、述べている。

6 日本におけるベトナムに関する研究とベトナム人の実情

ベトナムについては、日本人研究者らによる現地調査と、日本に来た
研修生の調査がある。これらは、ベトナムと韓国間での、労働力送出と

受入れに係る問題を、理解するのに役立つと考えられたのであわせて検討する。

6-1 ベトナムに関する日本人研究者の調査

日本での先行研究としては、首藤もと子らの研究⁴⁴がある。それによれば以下のようなものである。

ベトナムは、1986年に始まった開放政策以後、国際移動などに関する制限を緩め、90年代には労働輸出を制度化し規制する諸政策を打ち出した。2003年には「海外派遣ベトナム人労働者に関する労働法」を施行した。そして06年には、労働輸出の過程の定式化を目的とする法律⁴⁵を制定した。この法律は、労働者募集機関の役割や海外移住しようとする労働者自身の責任を定めている。しかし、外国に行く労働者に保護を提供する手段や仕組みに関する規定は欠如している。そのため政府の思惑と違って、海外移住希望者は、高額な費用を要し、詐欺などのリスクを負うことが多い。ベトナムの労働輸出のほとんどの過程で、政府機関、役人、ブローカーなどの関与がある。労働者が斡旋業者の仲介なしに海外移住するのは不可能に近い。斡旋業者に5,000-6,000ドル、中には、1万ドル以上要求された人もいる。明確な出国日が決まらないうちに、彼らの借金の利子が膨らみ、負担は重くなる。運よく海外移住できても、計画どおりに研修・就業できなければ、収入はなく、最悪の場合は、移住先国から強制退去や不法就労となる可能性がある。

6-2 日本でのベトナム人研修・実習生の実情

日本にいるベトナムからの研修・実習生に対する不当な扱いは、度々テレビや新聞などにも取り上げられている。2007年からベトナム研修・実習生の相談や支援活動を行ってきた樽松佐一⁴⁶によれば、「中国人には日本でのコミュニティがあるが、ベトナム人には、それがない」⁴⁷という。日本語も十分でない彼らは、藁をつかむ気持ちで、たどたどしい

日本語をローマ字で携帯に打ち、出会い場所を確認し、樽松に出会い、多くの悩みや相談を持ちかけ、問題解決のための助言や支援を受けたという⁴⁸。

筆者は、樽松がベトナム人124名（男79名、女45名）からの相談を受けた際に、直接アンケートした調査票を、譲り受け分析した。その結果、派遣局への保証金は、3,000ドルから12,000ドルの範囲で、平均すると8,700ドルくらいとなっていた。その内112人はそれ以外に、母国で平均2,185ドルを使っていた。また27人がさらに仲介料として平均2,154ドル支払っており、42人は帰国後に支払う金が平均2,224ドルであった。韓国の調査結果と同じく、高額な入国費用を支払って日本の研修・実習生となったようである。

日本の研修・実習に関する公的機関は、財団法人 国際研修協力機構（JITCO）⁴⁹ である。ベトナムには、JITCOが「認定送出し機関」と呼称している機関が107ある。

以上をみると、労働力の送出国ベトナムには、社会と送出国に問題があると言わざるを得ないであろう。

おわりに

韓国は、経済の発展とともに増加した外国人労働者の処遇を改善するために、新たな制度を導入した。それまでの外国人の研修・就業制度を廃止して、正規の労働者として受け入れる雇用許可制を2004年に、これに続いて「在韓外国人処遇基本法」を2007年に制定した。その結果、外国人労働者を含む移住者は、韓国人と同等の立場に近づき、永住外国人には地方参政権が付与された。それらの政策実行のために政府は、既存の市民団体の活動力の大きさを認め、行政への協力を求めた。そうした中で、国民のパワーは、国内の民主化運動から、外国人労働者や結婚移住者などの、より立場の弱い人々の支援にも発揮されるようになった。

民間の活動団体としては、教会などの宗教団体、人権・医療・女性問題などの民主化運動団体などがある。これら民間団体は、行政の手が届かない地域の人びとへの支援を実施している。また民間団体は、ベトナムの不透明で高額な入国費用は不法滞在・就労者の増加につながることから、現地調査まで行った。それにより、韓国国内だけでは解決困難であり、国際的な政府間の対応が必要な状況が明確になった。

筆者は、現地調査の見聞から、韓国社会に外国人労働者、結婚移住者、外国国籍同胞、不法就労者を同じ人間として接しようという姿勢があることを感じ、外国人労働者や移住者の立場になって考える人が多いとの印象を受けた。また民間支援者は、結婚移住者の子供たちにも多くの関心を寄せ、「子供たちは国の宝、あるいは国の財産」という言葉を述べていた。ヒアリングした支援者の中には、土・日曜日は移住者たちの支援活動をして、平日の昼間はそれぞれの職場で勤務し、夜間は、移住者の子供たちの支援活動をより有意義にできるように、大学で教育心理学を勉強している人もいた。韓国では新しい制度導入と共に、新たな市民社会の形成も始まっているようである。これらの変化は、今後も注視すべきものとする。

現地調査に多大な協力を頂いた林采湖、金良昊、林鏡心、金順玉、日本におけるベトナム人労働者に関し重要な教示を頂いた樽松佐一の各氏に深く感謝します。

¹ 法務省平成21年末現在における外国人登録者統計について

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00005.html]

(検索日2010/10/06) .

² 「不法残留者」は原文のママ、法務省によれば、「本資料に示された不法残留者数は、外国人の入国記録及び出国記録に加えて、退去強制手続に関する情報などを加味し、電算上のデータの中から在留期間を経過しているものを抽出の上、算出したものである」.法務省：「報道資料、本邦における不法残留者数について（平成22年1

月1日現在) 」

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/press_100309-3.html] (検索日2010/9/6) .

³ 나라지표 체류외국인현황 (国指標在留外国人現況)

[http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_IdxMain.jsp?id_x_cd=2756] (検索日2010/9/6)

⁴ 韓国法務部「在韓外国人処遇基本法」第2条(定義)によると、この法律で使用する用語の定義は、「在韓韓国人とは大韓民国の国籍を持たない者で、大韓民国に居住する目的を持って合法的に滞在している者をいう。結婚移民者とは、大韓民国国民と婚姻したことがあり、又は婚姻関係にある在韓外国人をいう」。とある。よって結婚移民者を含む在韓外国人を便宜上、「移住者」とした。また日本では、移住労働者と連帯する全国ネットワーク『他民族・多文化共生社会のこれから』(2009, 6頁)が、「1980年以降、新しく日本に住むようになった外国出身者を「移住者」と総称する」とあるのであわせて「移住者」とした。

⁵ 不法就労者とは、不法滞在者(不法入国・不法残留)、あるいは働くことを認められていない在留資格(「短期滞在」「留学」「就学」)が違法に働いて、収入を得ている人。法務省の資料では、「退去強制手続きを執った外国人のうち、不法就労事実が認められた人は、入管法違反者全体に占める割合は81.3%と依然と高い」。とある。よって以後は便宜上、本論文では、不法滞在者(不法入国・不法残留)を大まかではあるが、不法就労者と記述する。

⁶ ハ・カブレ, 2005 : 43頁.

⁷ ソル・トンフン, 2008, 88頁.

⁸ 服部, 1987 : 18頁.

⁹ 金梅, 2005 : 22頁.

¹⁰ ホン・チュヒョン, 2007, 11頁.

¹¹ 通常「産業研修制度」といわれていて、これは、発展途上国への産業技術協力を行うと同時に、人材難の中小企業が海外からの単純技能労働者を受入れることができる制度である。従業員数300人以下の中小製造企業は、この制度を利用すれば、外国人労働者を研修生として1年間雇用できる。

¹² 日本の外国人研修・技能実習生に類似している。

¹³ ハ・カブレ, 2005 : 210-225頁.

¹⁴ 便宜上、不法就労者としている。不法入国者や外国人登録を取り消され、在留資格がなく不法滞在して働いている人も不法就労者としたが、不法滞在だけの人も含まれる。

¹⁵ ハ・カブレ, 2005 : 45頁.

¹⁶ ソル・トンフン, 2008 : 436-437頁.

¹⁷ 金梅, 2005 : 45頁.

¹⁸ ハ・カブレ, 2005 : 44頁. (ここでは不法在留者となっている)

¹⁹ 鄭雅英, 2008 : 83頁

- ²⁰ 韓国労働部<http://www.eps.go.kr/kr/index.html>.
- ²¹ 一般外国人とは、「非専門就業(E-9)」資格で入国した単純技能外国人労働者である。
- ²² 特例者とは、「訪問就業(H-2)」資格で入国した外国国籍同胞のことであり、韓国系中国人(朝鮮族)が多い。外国国籍同胞は「特例雇用制度」により、雇用許可制を適用され、サービス業等へ従事できる。(この制度は2007年3月から)韓国労働部<http://www.eps.go.kr/kr/index.html>.
- ²³ 2008年5月時点の締結年月。
2004年4月フィリピン, 5月モンゴル, 6月スリランカ, ベトナム, タイ, 7月インドネシア。
2006年3月ウズベキスタン, 6月パキスタン, 11月カンボジア。
2007年4月中国, 6月バングラデシュ, キリギス, 7月ネパール, 11月28日ミャンマー。
2008年5月東ティモール。
- ²⁴ <http://www.eps.go.kr/kr/index.html> 2010/8/10.韓国外国人雇用管理システム
- ²⁵ <http://kostat.go.kr>. 2010/8/10.韓国統計・婚姻統計.
- ²⁶ <http://www.law.go.kr> 2008/10/30, 법무부 「제한외국인처우기본법」(法務部「在韓外国人処遇基本法」)。
- ²⁷ 韓国法務部「在韓外国人処遇基本法」によると、大韓民国の国籍を持たない者で、大韓民国に居住する目的を持って合法的に滞在している者。
- ²⁸ この研究報告書は、ユ・ギルサン『外国人雇用許可制施行3周年評価及び制度化愛全法案研究2007, 10』である。構成は①雇用許可制の内容と特徴の把握, ②雇用許可制によって外国人労働者を雇用している首都圏の事業体300ヵ所と外国人労働者300人に関する実態調査と分析, ③雇用許可制の発展方向を提示, と分析からなっている。
- ²⁹ 2009年11月梁山市でのヒアリング調査。
- ³⁰ <http://www.hrdkorea.or.kr/4/1/5?k=35388&searchType=&searchText=2010/8/10.韓国産業人力公団>
- ³¹ 国家人権委員会, 5頁.
- ³² ユ・ギルサン, 2007: 5頁.
- ³³ 2010年8月ヒアリング調査より.
- ³⁴ 韓国では、シムトは慰いの場と表現されている。シムトは職場を失い、住む処がなくなった外国人労働者や、家族の暴力から逃げてきた移住民のための宿泊施設である。シェルターと同じ意味。
- ³⁵ 2010年8月ヒアリング調査より.
- ³⁶ 国家人権委員会, 2009年, 27頁によれば、「移住政策に従う移住民の階級的分割と選別的包摂・排除」として以下のように区分されている。
- 投資外国人・優秀外国人力 → 全国的開放 → 永住権要件緩和
 - 結婚移住民 → 国家による統合 → 社会統合プログラム
 - 在中同胞 → 民族観点にする包容 → 在留期間延長

- ・熟練生産機能人力 →選別的受容 →居住 (F-2) 要件緩和
- ・移住労働者 (単純労働者) →管理・統制 →雇用許可制改正
- ・未登録移住労働者 → 排除 →標的取締りで強化

³⁷ 2010年8月ヒアリング調査より.

³⁸ 韓国は社会福祉共同募金会が、隣人愛の寄付金として「愛の果実」という名称で、財政困難な外国人支援団体などを支援している。2010年8月水原市ヒアリングより.

³⁹ 「이주노동자인권연대 2006」『고용허가제 실태조사 보고서 2006』.
(「移住労働者人権連帯 2006」『雇用許可制実態調査報告書 2006』.)

⁴⁰ 事前教育は精神教育、韓国語教育で、韓国語教育はベトナム労働部傘下の教育機関が担当している.

⁴¹ 単純に言えばブローカーのことである。「一般的にはブローカーと言えば、中間で情報提供や斡旋等をして料金を搾取している不正のイメージがある。しかしベトナムでは、ブローカーの作業は日常的に行われている。彼らは自分を助けてくれる人たちで、費用が高くても支払う用意があるために、不正的な雰囲気があるわけではない。そのために「紹介人」と表記した」(『고용허가제 실태조사보고서』(『雇用許可制実態調査報告書』),2006:68頁)。

⁴² 移住労働者人権連帯,2006:74頁.

⁴³ ユ・ギルサン,2007:2頁.

⁴⁴ 首藤もと子(代表)『東アジアの越境労働と地域秩序—政策の転換と市民社会の形成—』平成22年.

⁴⁵ 法制上は72/2006/QH11 法文書。(首藤もと子,平成22年,47頁)。

⁴⁶ 愛知県労働組合総連合議長.

⁴⁷ 2010年6月樽松佐一からの聞きとり.

⁴⁸ 詳しくは、樽松佐一『トヨタの足元で—ベトナム人研修生・奪われた人権』風媒社,2008. に掲載されている.

⁴⁹ 財団法人 国際研修協力機構 (JITCO) は、法務、外務、厚生労働、経済産業、国土交通の五省共管により1991年に設立された財団法人である.

認定送り出し機関についてJITCOは「JITCOと「討議議事録 (R/D)」ならびに「補足討議議事録 (補足R/D)」を締結している送出国政府窓口は、各国の基準に従って、一定の要件を充足し日本に技能実習生を派遣するにふさわしいと認定した機関について、監督・指導する役目を負っています。JITCOではこれらの機関を「認定送り出し機関」と呼称し、送出国政府窓口からの連絡に基づき、下記のとおり送出国別に機関名をホームページに公表しています。JITCOが認定している訳ではありませんのでご留意下さい。」2010年8月1日時点で、送出国政府窓口・認定送り出し機関数一覧 (2010年8月1日現在計665機関)、ベトナムは107機関ある。
[http://www.jitco.or.jp/about/gaiyo_mokuteki.htm] (検索日2010/08/09)。

「参考文献一覧」

- ・財団法人 国際研修協力機構、『制度の沿革・背景』2008年.
- ・池東旭『韓国大統領列伝』中公新書,2002年.
- ・池明観『韓国 民主化への道』岩波書店,1995年.
- ・移住労働者と連帯する全国ネットワーク『他民族・多文化共生社会のこれから』2009年.
- ・金良昊「韓国における移住労働者の健康と安全」『労働の科学』63巻11号,2008年,9-13頁.
- ・樽松佐一『トヨタの足元でーベトナム人研修生・奪われた人権』風媒社,2008.
- ・S.サッセン『労働と資本の国際移動ー世界都市と移民労働』森田桐朗他訳,岩波書店,1992年.
- ・首藤もと子(代表)『東アジアの越境労働と地域秩序ー政策の転換と市民社会の形成ー』平成22年.
- ・宣元錫「動き出した韓国の移民政策」『世界11』第797号,2009年11月,239-250頁.
- ・丹野清人『越境する雇用システムと外国人労働者』東京大学出版会,2007年.
- ・服部民夫編『韓国の工業化ー発展の構図』アジア経済研究所,1987年.
- ・廣田全男『多文化社会の選択』日本経済評論社,2001年.
- ・文京洙『韓国現代史』岩波書店,2005年.
- ・労働省職業安定局『今後における外国人労働者受入れの方向』労務行政研究所,昭和63年.
- ・労働省職業安定局『外国人労働者問題動向と視点』労務行政研究所,平成3年.
- ・森廣正編『国際労働力移動のグローバル化ー外国人定住と政策課題ー』法政大学出版局,2000年.
- ・村下博『外国人労働者問題の政策と法』大阪経済法科大学出版部,1999年.
- ・渡辺利夫編『概説韓国経済』有斐閣選書,1996年.

- ・『한국의 사회지표』(『韓国の社会指標』)1992,1993,2006,2007.
- ・『한국노동통계연감』(『韓国労働統計年鑑』)2006,2007,2008.
- ・『한국통계연감』(『韓国統計年鑑』)1957,1960,1967,1970,1975,1993,2006,2007.
- ・『한국노동백서』(『韓国労働白書』)2006,2007,2008,2009.
- ・『2003년도 외교백서』대한민국 외교통상부,2004년.
(『2003年度 外交白書』大韓民国 外交通商部,2004年.)
- ・峨山財団『韓国の海外就業ー어제,오늘,그리고 내일ー』峨山社会福祉事業財団1988年.(峨山財団『韓国の海外就業-昨日,今日,そして明日』峨山社会福祉事業財団,1988年.)
- ・金梅「외국인 고용제도경로 의존성에 대한 연구」(「外国人雇用制度経路依存性に対する研究」)서울(ソウル)産業大IT政策専門大学院 修士論文,2005年.
- ・『사람이 사람에게』양산 외국인 노동자의 집,2009,4월,31호.
(『人間が人間に』梁山外国人労働者の家,2009,4月,31号.)

- 국가인권위원회 『고용허가제 시행5주년 토론회 “고요허가제 시행 5년”, 이주노동자의 기본권은 보장되고 있는가?』, 2009년 7월
(国家人權委員會 『雇用許可制施行5周年討論会 “雇用許可制施行5年”, 移住労働者の基本権は保障されているか?』 2009年7月)
- 설동훈 『외국인노동자와 한국사회』 서울대학교출판부, 2008.
(ソル・ドンフン 『外国人労働者と韓国社会』 ソウル大学出版部, 2008年.)
- 유길상 「외국인 고용허가제 시행 3주년 평가 및 제도 개선 방안 연구」 한국기술교육대학교,

2007.

- (ユ・ギル산 『外国人雇用許可制施行3周年評価及び制度改善方案研究』 韓国技術教育大専校, 2007.)
- 「이주노동자인권연대 2006」 『고용허가제 실태조사 보고서 2006』 .
(「移住労働者人権連帯 2006」 『雇用許可制実態調査報告書 2006』 .)
- 정경민, 김영훈, 손혜용 『대한민국을즐거라』 한국통계진흥원, 2008.
(チョン・キョン민, 김・영훈, 손・혜용 共著 『大韓民国を楽しむ』 韓国統計振興院, 2008年.)
- 하갑래, 최태호 『외국인 고용과 근로관계』 중앙경제, 2005.
(ハ・カブレ, チェ・テ호 『外国人雇用と勤労関係』 中央經濟, 2005年.)
- 홍주형 「한국 이주노동자 정책변화에 관한 연구」 성공회대학교 NGO대학원 석사학위 연구보고서, 2007. (혼・츄히ョン, 「韓国移住労働者政策変化に関する研究」 聖公会大学NGO大学院 修士学位研究報告書, 2007年) .
- 「한기요레新聞」 2005년 1월 2일, 『朝鮮日報』 1월 13일, 14일, 16일, 18일.

인터넷

- 外務省領事局外国人課 松永一義 2007/11 『イタリア, 韓国における外国人政策に関する報告書』
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shingikai/koryu/h18_sokai/pdfs/11c.pdf#search] (検索日 : 2008/05/26)
- 白井京 「外国人労働者の現在—雇用許可制の現状と評価」 海外立法情報課・
[<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23801/02380108.pdf>]
(検索日 : 2009/08/05)
- 白井京 「在韓外国人処遇基本法—外国人の社会統合と多文化共生—」
[<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/235/023504.pdf#search=韓国>]
의 外国人労働政策』(检索日 : 2008/05/31)
- 白井京 「韓国の外国人労働者政策と関連法制」 外国の立法231 (2007. 2)
[<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/231/023105.pdf#search=>
(检索日 : 2008/05/29)
- 白井京 「 6 韓国における外国人問題—労働者の受入れと社会統合—」

- [<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/20080120.pdf#search='韓国の外国人政策'>] (検索日: 2008/05/29)
- ・宣元錫 情報化・サービス化と外国人労働者に関する研究Discussion Paper No.2 「韓国における比専門職外国人労働者受け入れ政策の大転換—「雇用許可制」の導入: 「研修生」から「労働者へ」—」
[<http://www.y-kurata.com/dpkaken/dp05002.pdf#search='韓国の外国人政'>] (検索日: 2008/05/29)
 - ・宣元錫 2007/4情報化・サービス化と外国人労働者に関する研究Discussion Paper No.7 「韓国の移住外国人と外国人政策の展開」 [<http://www.y-kurata.com/dpkaken/dp07001.pdf#search='外国人政策'>](検索日: 2008/05/26)
 - ・鄭明子 「中国朝鮮族の雇用問題と人口移動-吉林省・延辺朝鮮自治州を中心に-」
[http://nels.nii.ac.jp/els/110001024818.pdf?id=ART001192964&type=pdf&lang=jp&host=cinii&order_no=&ppv_type=0&lang_sw=&no=1247979774&cp] (検索日: 2009/07/19)
 - ・鄭雅英 「韓国の在外同胞移住者—中国朝鮮族労働者の受け入れ過程と現状分析—」 「立命館国際地域研究」第26号,2008年.
[http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/ras/04_publications/ria_ja/26_05.pdf] (検索日: 2009/07/05)
 - ・「韓国における地方政府の労働市場政策への新たな提案—外国人労働者問題を中心に—鄭光燮」
[<http://law-web.cc.sophia.ac.jp/LawReview/contents/4801/4801jung.htm>] (検索日 2008/07/17)
 - ・第11回 研修・技能実習制度研究会 「08/03/04 第11回研修・技能実習制度研究会議事録」 [<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/txt/s0304-5.txt>](検索日 2008/11/16)
 - ・法務省: 報道資料, 「平成21年末現在における外国人登録者統計について」
[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00005.html] (検索日2010/9/6)
 - ・法務省: 「報道資料,本邦における不法残留者数について(平成22年1月1日現在)」
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/press_100309-3.html
(検索日2010/09/6)
 - ・고용허가제 홈페이지 (雇用許可制ホームページ)
[<http://www.eps.go.kr/kr/index.html>] (検索日2010/9/6)
 - ・나라지표 체류외국인현황 (国指標在留外国人現況)
[http://www.index.go.kr/egams/stts/jsp/potal/stts/PO_STTS_IdxMain.jsp?idx_cd=2756] (検索日2010/9/6)